

松戸市立牧野原中学校生徒心得

令和6年4月1日施行

本校では、昭和52年の創立以来、「挨拶・清掃・歌声」を生徒指導の中心に据え、学校生活の規律保持に役立ててきました。それは、生徒たちにも「伝統の3本柱」として親しみ深いものになっており、本校の落ち着いた校風の礎となっています。

この度、令和6年度から制服として松戸市立中学校共通の標準服（SDGsモデル）を導入することになったのに合わせて、生徒の学校生活面でのルールである生徒心得の見直しを行いました。

見直しに当たっては、生徒・保護者への意見集約を行った上での改訂案作成、改訂案に対する生徒・保護者への再度の意見聴取という過程を経て、新たな生徒心得を制定しております。

この生徒心得が、本校生徒の主体的な学校生活への取組及び社会的な良識の形成に資するものとなるよう日常の指導に役立てるとともに、必要に応じた改訂を継続的に行っていこうと考えます。

1 登下校

- (1) 登下校においては制服の着用を原則とする。
- (2) 行事や夏期など校内服での登下校を許可する場合がある。
- (3) 登校、下校の時間を守り、寄り道や買い食いはしない。
- (4) 交通安全を心がけ下校時などは、なるべく複数人で通行する。
- (5) 特別な用事で帰宅が遅くなる時は必ず家族に連絡する。

2 服装・持ち物・身だしなみ

(1) 制服

- ア 制服は松戸市標準服または本校指定制服のいずれかを着用する。
- イ 夏季には制定のポロシャツの着用を可とする。ポロシャツの上に制服のブレザー等は着用しない。
- ウ 靴下は必ず着用する。
- エ スラックスの太さ、スカート丈等、制服の不必要な改造はしない。
- オ 校章やクラス章は決められた場所に付ける。
- カ 冬服、夏服の気候に合わせた着用は移行期間を設けず、各個人で判断を行う。

(2) 校内服

ア 校内では、体育の授業で着用する指定のジャージ、Tシャツ、ハーフパンツのいずれかで過ごすことを原則とする。

イ 式典及び定期テスト受験の際は制服を着用する。

(3) 靴

ア 外履きは体育の授業に使用できる運動靴とする。色合いは白・黒・紺を基調とし、制服に調和するデザインのものを選ぶ。

イ 上履きは指定のものとし、必ず記名をした上、改造したりかかとを踏んだりしない。

(4) 靴下

ア 制服に調和した色合いで白または黒を基調とし、制服に調和するデザインのものを着用する。靴下の丈は学校での活動を考えて選択をする。

イ 冬季においては、靴下に代えてタイツやストッキングを着用することも可とする。色合いについては靴下に準じる。靴下を同時に着用する場合は同色のものとする。

(5) 防寒着

ア 制服の上着の上にコート類を着用してもよい。

イ 制服の上着の下にセーターを着用してもよい。ただし、ワイシャツの襟を隠すようなハイネック、タートルネックのものは不可。

ウ その他、気候に応じてマフラー、手袋、ネックウォーマーを着用してもよい。

エ 防寒着の色は、黒、紺、グレーなど社会通念的に華美でないものとする。

(6) 式典の服装

ア 気候に応じた制服を着用する。

イ 靴下の色や丈も含めて全体の身だしなみを式典にふさわしく整える。

ウ 夏季はワイシャツを着用する。ポロシャツは不可。

(7) 通学カバン

ア 学校指定の通学カバンとする。

イ 他の生徒と見分けるためにキーホルダーをつけてもよい。

ウ 記名をしておく。

(8) 水筒

ア 校舎内の水道水も飲用できるが水筒を持参することができる。

イ 水筒に入れる飲料は、緑茶、麦茶、水、スポーツドリンクの4種類のみを可とする。

ウ 飲むことができるのは、休み時間及び体育の授業や部活動など先生が許可した時間のみとする。ただし、アレルギー等やむを得ない理由で牛乳が

飲めない場合は、給食時に飲むことができる。

エ 他人の飲料は飲まない。

(9) 頭髪等

ア 頭髪は社会通念的に中学生にふさわしい清潔な髪型に整え、頭髪の質や色に人工的な改変を加えない。

イ 長さは学校生活に支障のないよう自ら判断し、肩より長い場合は結ぶなど必要に応じて整えるようにする。

ウ ワックス等の整髪料は使用しない。

エ 学校生活に必要な化粧（マニキュア・トップコートなども含む）はしない。

オ 学校生活に必要な指輪、ピアスなど身体に装着する装飾品は着けない。

(10) その他

制服や校内服などは着崩すことなく着用することを旨とし、また、持ち物や身だしなみについても学校という場所にふさわしいものかどうかを自ら判断し、先生から注意を受けないようにする。

3 校内生活

(1) 始業

ア 始業時刻は午前8時20分とする。

イ 始業時刻には荷物を片付け、校内服で自席に着席し、出席確認を受ける。

(2) 授業

ア 開始1分前には机上に学習用具を整えて着席する。

イ 机上に学習に不要な物は置かない。

ウ 学年委員、学習委員、生活美化委員が中心となり、生徒全員が学習に取り組みやすい環境を整える。

エ 生徒同士で学び合う気持ちを大切にして学習に臨む。

(3) 休み時間等

ア 廊下は右側通行とし、走ったり大声を出したりなど怪我や他人の迷惑の原因となる行動はしない。

イ 廊下に座り込んだり多人数でかたまったりなど通行の妨げとなる行動はしない。

ウ 保健室や職員室、応接室前等の廊下では場所柄を考えて行動する。

エ 他のクラスや学年フロアには先生の許可なく立ち入らない。

オ 移動教室や学習用具の準備も含めて、次の授業の開始に支障のないよう行動する。

(4) 教室環境

- ア カバンや制服はロッカーに入れる。
 - イ 防災上の観点から机横のフックには極力物を掛けないようにする。
 - ウ ロッカーや机の中の整理整頓に心がけ、ロッカーの上など室内の公共スペースに私物を置かない。
 - エ ロッカーや机の中に収納できない水筒などの私物は、あらかじめ決められた場所に置く。
 - オ 机上の学習用具は毎授業後に片付け、その授業に必要な物以外は置かない。
 - カ 学習用具を教室に置いて下校することの可否については、先生の指示を守る。
 - キ 移動教室時は戸締まり、消灯を行う。
 - ク 先生の許可なくベランダには出ない。
- (5) 放課後
- ア 特別な用事がなければ速やかに下校する。
 - イ 特別な用事で下校しない場合は先生の許可を得る。
 - ウ 特別な用事や部活動等がある場合でも最終下校時刻は厳守する。
- (6) その他
- ア 貴重品やお菓子など学習に必要な物はない物は持参しない。
 - イ やむを得ず貴重品を持参した場合は担任の先生に預ける。
 - ウ トイレは、緊急時及び移動教室時を除き、自学年のフロアのトイレを使用する。職員・来賓用トイレは使用しない。
 - エ 学校が学習活動を中心とした集団生活の場であることを考え、その場にふさわしい生活態度を心がけ、誰もが心身ともに健やかな学校生活を送れるよう行動する。
 - オ その他、本生徒心得に記載していない事項については、適宜先生の指導を守る。